第五条第一項中「、人事院」を「人事院」に、「額」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、基準日において指定職俸給表の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において指定職俸給表の適用を受ける職員である者となることとなるものにあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・六八を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の下に「（第三条第八号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

（施行日前に降格又は降号をした職員に関する経過措置）

2　改正前の規則九―一二〇第四条第一項第三号に掲げる場合に該当した職員及び規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の同号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条第二項及び第三項の規定による俸給の支給については、人事院の定めるところによる。

（人事院規則九―八―六八の一部改正）

3　人事院規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第七条から第十一条までを削る。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）に基づき、平成二十一年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二四

平成二十一年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え

（任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額の切替え）

第一条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円 913,000 1,014,000 1,115,000 1,211,000	円 911,000 1,012,000 1,113,000 1,207,000

（任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額の切替え）

第二条　施行日の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の新俸給月額は、その者の旧俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円 976,000 1,100,000 1,211,000	円 974,000 1,098,000 1,207,000

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）に基づき、平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二五

平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

（減額改定対象職員となった者の改正法附則第三条第一項第一号の俸給等の月額の算定の基準となる日の特例）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項第一号の人事院規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正法第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員

二　検察官

三　特定独立行政法人の職員

四　特別職に属する国家公務員（特定独立行政法人の役員を除く。）

五　独立行政法人等役員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項に規定する独立行政法人等役員をいう。）

六　公庫等職員（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

七　地方公務員